

長久手市農アドバイザー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が身近に農にふれることができるように支援をする営農相談の実施内容を定めるものである。この事業は、農に関する知識を持つ相談員（以下「農アドバイザー」という。）が、市内の農業者やこれから農に関わりたい市民の悩みごとを一緒に考えながら「農のある暮らし・農のあるまち」の実現を目指すことを目的として実施するものとする。なお、この営農相談に係る事業全体を農アドバイザー事業と呼称するものとする。

(委託業務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために農アドバイザー事業を法人その他の団体に委託し、この事業を施行する。

(農アドバイザー)

第3条 営農相談において、市から委託を受けた法人その他の団体（以下「受託者」という。）は、相談内容ごとに適切な人材を農アドバイザーに任命する。

2 受託者は、営農相談を実施するにあたり以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 営農相談を希望する者（以下「相談者」という。）に対し、世間一般常識の範囲内で親切かつ公平に対応すること。
- (2) 相談に対し、専門的かつ客観的な視点から助言及び指導等を行うこと。
- (3) 職務上知り得た秘密をほかに漏らさないこと。なお、その職を退いた後も同様とする。

(相談内容)

第4条 受託者が相談者から受ける相談内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 市が実施する農に関する事業に関わること。
- (2) 農地の保全・遊休農地の解消に関すること。
- (3) 野菜及び水稻栽培に関すること。
- (4) 有機栽培に関すること。
- (5) 草刈機及び耕作機等の農業用機械に関すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めること。

(相談者の対象範囲)

第5条 営農相談は、次の各号に該当する者が申し込めるものとする。

- (1) 市内で農業又は農に関する活動をしている者
- (2) 市内でこれから農業を始めようとしている者

(3) 本市の伝統的な野菜や郷土料理、食文化を伝承するための活動や商品開発等をしている者

(相談料)

第6条 相談者の営農相談に要する相談料は、無料とする。ただし、相談のために肥料、機械等の農業資材が必要な場合は、相談者がその費用を負担し準備するものとする。

(申込み等)

第7条 相談者は、原則として、営農相談実施希望日の1か月前から1週間前までに長久手市営農相談申込書(様式第1号)を市長に提出する。ただし、受託者が対応できる場合は、この限りではない。

(相談方法)

第8条 営農相談は、原則として、アグリサポート事業振興施設(旧集出荷選果場)において、相談者と農アドバイザーとの面談により行う。ただし、必要に応じ、相談者が希望する場所での出張相談もできるものとする。

(相談日)

第9条 営農相談の日時は、別に定める。

(相談の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、営農相談を実施しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき

(2) 目的に反し、営農相談の実施が適当でないと認めるとき

(記録及び報告)

第11条 営農相談の記録は、農アドバイザーが営農相談実施報告書(様式第2号)に記載し、毎月市長に報告を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

長久手市営農相談申込書

年 月 日

長久手市長 殿

申込者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり営農相談を申込みます。

相談希望日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施希望場所	<input type="checkbox"/> アグリサポート事業振興施設（旧集出荷選果場） <input type="checkbox"/> その他（ ）
所有農地場所	長久手市
耕作している 農作物	<input type="checkbox"/> 農作物名（ ） <input type="checkbox"/> 現在農業をしていない・これから農業を始めたい
相談内容 （具体的にご記入 ください）	

・ は、該当する項目にを記入してください。

様式第2号（第10条関係）

営農相談実施報告書

年 月 日

長久手市長殿

受注者 住所
氏名

次のとおり営農相談を実施しましたので、報告します。

相談者	住所 氏名
相談実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
相談場所	<input type="checkbox"/> アグリサポート事業振興施設（旧集出荷選果場） <input type="checkbox"/> その他（ ）
相談対象農地	長久手市
農アドバイザー 氏名（相談員）	
相談内容 （具体的に記入）	
備考	

- ・ は、該当する項目にを記入すること。
- ・ 出張相談をした場合には、相談場所が分かる写真を添付すること。
- ・ この報告書は、毎月まとめて市長に提出すること。